

## 新発田市国内友好都市等交流事業・郷人会交流促進事業補助金取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、新発田市と友好都市・姉妹都市である加賀市及び須坂市並びに災害応援協定等を締結しているなど新発田市と関係の深い都市等との市民交流を推進するため実施する事業並びに郷人会が新発田市を訪問し生産者等と交流する事業に、予算の範囲内において新発田市国内友好都市等交流事業・郷人会交流促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 次条第1号に規定する団体が、加賀市又は須坂市の関係団体と友好都市・姉妹都市提携の趣旨に沿って交流する事業（以下「友好都市・姉妹都市交流事業」という。）であって、参加者が5人以上であるもの
- (2) 次条第1号に規定する団体が、災害応援協定等を締結しているなど新発田市と関係の深い都市等の関係団体と交流する事業（以下「市民交流事業」という。）であって、参加者が5人以上であるもの
- (3) 次条第2号に規定する郷人会が、新発田市を訪問し、生産者等と交流する事業（以下「ふるさと訪問事業」という。）であって、参加者が5人以上であるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、友好都市・姉妹都市交流事業及び市民交流事業又はふるさと訪問事業（以下「交流事業等」という。）ごとに次に掲げる団体又は郷人会とする。

- (1) 友好都市・姉妹都市交流事業及び市民交流事業 次のいずれにも該当す

る団体

ア 市内に事務局等を置く団体であること。

イ その構成員が5人以上である団体であること。

ウ 組織及び運営に関する事項並びに代表者の定めがある団体であること。

エ 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的としていない団体であること。

(2) ふるさと訪問事業 城下町新発田会、しばた豊浦会、関東紫雲寺会、東海紫雲寺会等の郷人会

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交流事業等に要する交通費のうち、下記のいずれかとする。

(1) JR線利用に係る普通運賃及び特急料金指定席（ふるさと訪問事業のみ）

(2) 営業免許を持つバス運行会社から運転手付きでのバス借上げに係る費用（車両代、乗務員宿泊費）及び高速自動車道使用料

(3) 自家用自動車有償貸渡業の許可を取得している業者からのレンタカー借上げに係る費用（車両代）、燃料代及び高速自動車道使用料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

交流事業等名	補助金額	備考
友好都市・姉妹都市交流事業	補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）とし、15万円を限度とする。	1団体当たり同一年度に1回限りとする。
市民交流事業	補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数があるときはその端数を	

	切り捨てた額) とし、10万円を限度とする。
ふるさと訪問事業	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額) とし、10万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新発田市国内友好都市等交流事業・郷人会交流促進事業補助金交付申請書に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(経費の詳細が分かるもの。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、新発田市国内友好都市等交流事業・郷人会交流促進事業補助金交付決定通知書又は新発田市国内友好都市等交流事業・郷人会交流促進事業補助金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる基準に基づくものとする。

- (1) 新規にこの基準による補助金を交付する団体を優先すること。
- (2) 青少年健全育成団体、地域住民交流団体、歴史・文化芸能交流団体、その他の団体の順で優先すること。
- (3) 過去5年以内にこの基準による補助金の交付を受けた団体から補助金の交付申請があった場合において、当該団体以外の団体から補助金の交付申請があった場合においては、当該団体以外の団体を優先すること。
- (4) 市民交流事業においては、災害応援協定等を締結している自治体の関係

団体と交流する団体を優先とすること。

(交付申請の変更)

第8条 前条の規定により、交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、新発田市国内友好都市等交流事業・郷人会交流促進事業補助金交付変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付額を変更することと決定したときは、新発田市国内友好都市等交流事業・郷人会交流促進事業補助金交付決定変更通知書により、補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、当該交流事業等が完了したときは、新発田市国内友好都市等交流事業・郷人会交流促進事業実績報告書に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算（見込み）書（領収書等経費の明細が分かるものを添付）
- (3) 交流事業等参加者名簿
- (4) 交流事業等の事業の状況を示す写真
- (5) 交流事業等を実施するに際し、印刷物を作成した場合はその印刷物
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、新発田市国内友好都市等交流事業・郷人会交流促進事業補助金確定通知書により、当該補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた補助決定者は、新発田市国内友好都市等交流事業・郷人会交流促進事業補助金請求書を市長に提出し、補助金の交付を請求

するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助決定者が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) この基準の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請に関し不正な行為があったとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

新発田市・加賀市友好都市交流事業補助金取扱い基準（平成18年4月1日）  
は廃止する

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。